

川崎市教育委員会規則第8号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の表職員部の部中「服務観察」を「服務監察」に改め、同表教職員人事課の項に次の1号を加える。

（6）教育実習等の連絡調整に関すること。

第4条の表学校教育部の部中

「 学校教育部

（1）学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。

（2）学校運営の支援に関すること。

（3）新小倉小学校の開校準備に関すること。 」

を

「 学校教育部

（1）学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。

（2）学校運営の支援に関すること。 」

に改め、同表生涯学習部の部中

「 生涯学習部 」

を

「 生涯学習部

（1）区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること（  
中原区及び高津区に限る。）。 」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。